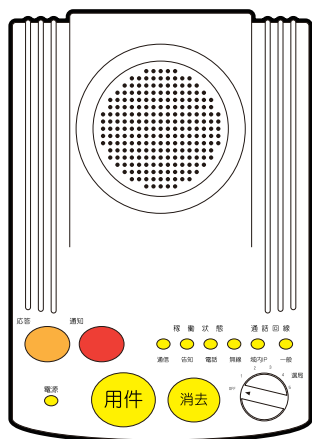


IP 告知放送端末の取り外し方について

令和3年度末をもって IP 告知放送システムを終了することに伴い、IP 告知放送端末が不要である場合は、以下の手順で取り外しをお願いします。 ※ 取り外しをしなくても IP 電話は引き続きご利用いただけます。

取り外した IP 告知放送端末は、お手数ですが新富町役場、新田支所、または上新田町民サービスコーナーにお持ちください。

○ 配線の変更が必要な機器



IP 告知放送端末



ホームゲートウェイ

※ 光電話の契約がある場合



電話機

○ 光インターネットのみの契約の場合

1 ホームゲートウェイから

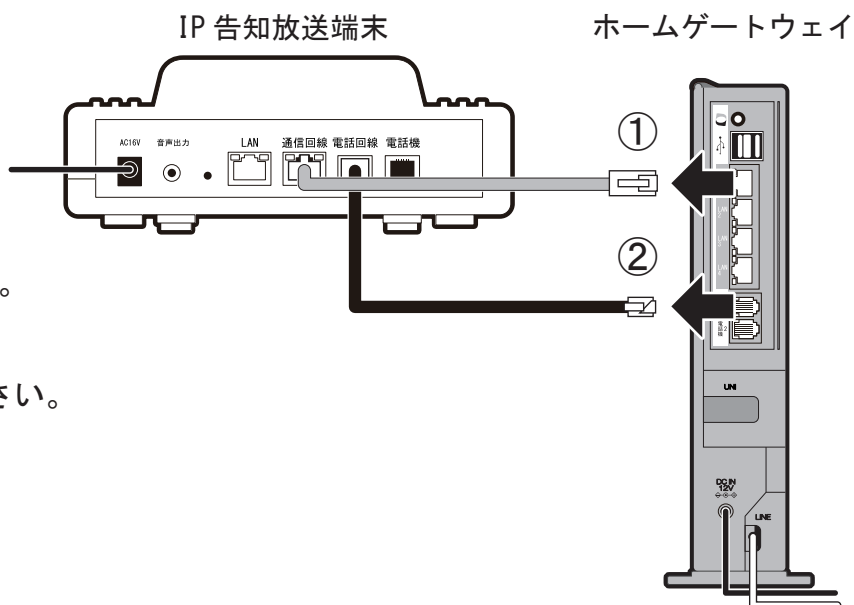
① LAN ケーブル

を取り外します。

※ 光電話を契約していない場合でも電話線が接続している場合があります。

その場合は

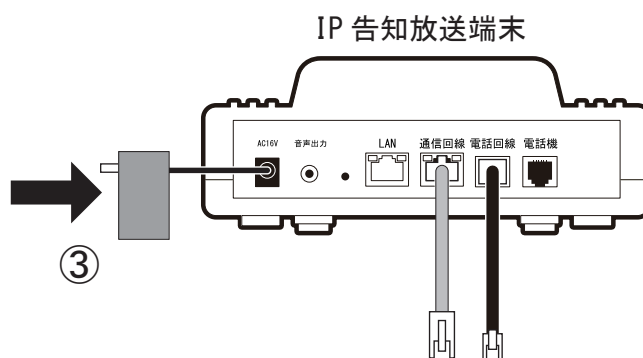
② 電話線 も取り外してください。



2 IP 告知放送端末の電源を

③ コンセント から取り外します。

以上で取り外し作業は完了です。

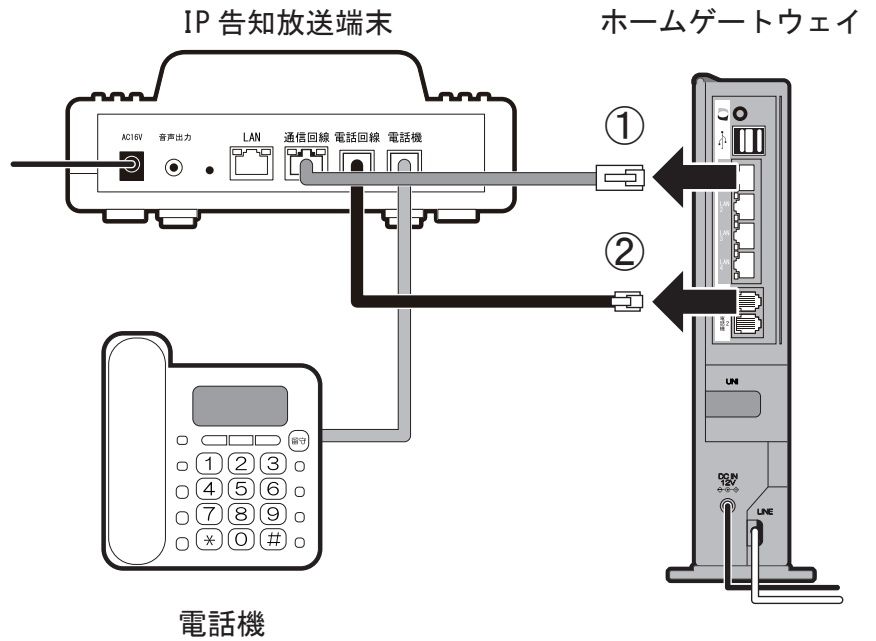


○ 光電話の契約がある場合

1 ホームゲートウェイから

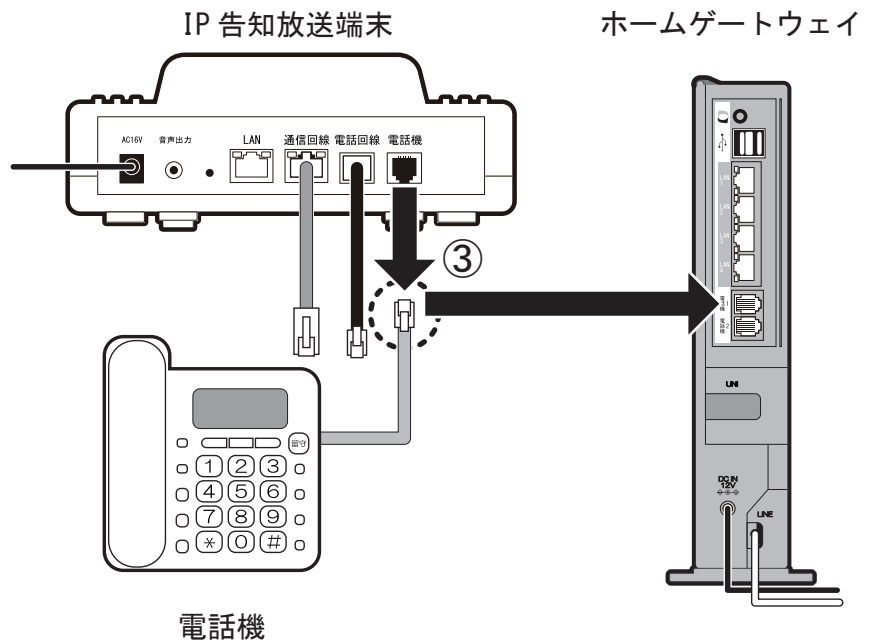
- ① LAN ケーブル
- ② 電話線

を取り外します。



2 IP 告知放送端末から

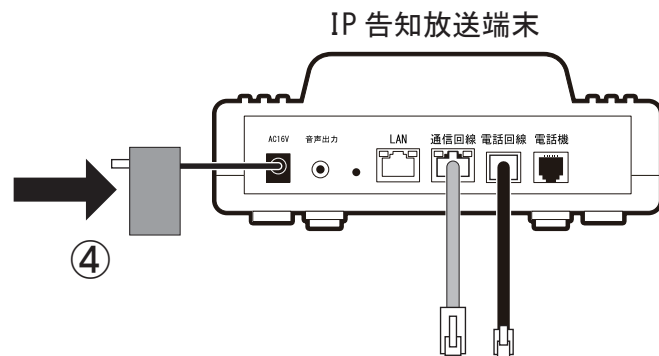
- ③ 電話線 を取り外し
- ホームゲートウェイの
②が接続されていた
差込口に接続します。



3 IP 告知放送端末の電源を

- ④ コンセント から取り外します。

以上で取り外し作業は完了です。



IP 告知放送端末の取り外しについてのお問い合わせ
新富町役場 総務課 情報化推進室 (0983-33-6501)